

教職員各位

子の看護休暇の取得要件の追加について

令和2年4月16日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、すべての都道府県が新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされたことに伴い、北海道知事から「北海道における緊急事態措置」が公表され、施設の使用停止等の要請が行われている。

このような状況において、基本的に休業要請を行わないこととされている保育園においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用の自粛の要請が行われている状況を踏まえ、当分の間、子の看護休暇の取得要件に、以下の要件を加えることとします。

1. 追加する取得要件

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、認可保育所，保育所型認定こども園，地方裁量型認定こども園，地域型保育事業所及び認可外保育施設の設置者から、保育所等に入所している子の登園の自粛を要請された場合であって、子の世話をを行うことのため勤務しないことが相当であると認められる場合

2. 付与日数

必要と認められる期間取得することができる。

3. 対象となる職員

すべての職員

4. 届出の方法

(1) 休暇簿を使用している職員

「病気休暇・特別休暇簿」を使用し申請手続きを行うこと。なお、理由欄に「子の看護休暇」、備考欄に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため〇〇からの要請により子の登園を自粛したため」と記載すること。

(2) 就業管理システムを使用している職員

休暇・休業申請の申請区分「その他の特別休暇（終日・有給）」又は「その他の特別休暇（時間・有給）」を使用し、申請事由等には「子の看護休暇（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため〇〇からの要請により子の登園を自粛したため）」と記入すること。

5. 本取扱いの適用日

令和2年4月23日

国立大学法人北海道大学
令和2年4月23日現在

教職員各位

介護休暇の取得要件の追加について

令和2年4月16日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、すべての都道府県が新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされたことに伴い、北海道知事から「北海道における緊急事態措置」が公表され、施設の使用停止等の要請が行われている。

このような状況において、基本的に休業要請を行わないこととされている介護施設においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当該施設又はサービスの利用の自粛・制限が求められることが想定される状況を踏まえ、当分の間、介護休暇の取得要件に、以下の要件を加えることとします。

1. 追加する取得要件

要介護状態にある家族が、現に介護のために利用している施設の事業者又はサービスの提供を行う事業者から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当該施設又はサービスの利用の自粛その他の利用に関する制限を求められた場合であって、家族の介護その他の世話をを行うことのため勤務しないことが相当であると認められる場合

2. 付与日数

必要と認められる期間取得することができる。

3. 対象となる職員

すべての職員

4. 届出の方法

(1) 休暇簿を使用している職員

「病気休暇・特別休暇簿」を使用し申請手続きを行うこと。なお、理由欄に「介護休暇」、備考欄に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため〇〇からの要請による施設・サービスの利用自粛・制限のため」と記載すること。

(2) 就業管理システムを使用している職員

休暇・休業申請の申請区分「その他の特別休暇（終日）」又は「その他の特別休暇（時間）」を使用し、申請事由等には「介護休暇（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため〇〇からの要請による施設・サービスの利用自粛・制限のため）」と記入すること。

5. 本取扱いの適用日

令和2年4月23日

国立大学法人北海道大学
令和2年4月23日現在